



加工食品の表示基準のイメージ案について

平成26年1月23日
消費者庁食品表示企画課

食品表示基準(加工食品イメージ) (案)

第1章 総則

第2章 加工食品

第3章 生鮮食品

第4章 添加物

第1節 一般消費者に販売される形態の加工食品の表示をする食品関連事業者が遵守すべき基準

【横断的事項】

・名称

・アレルギー

・保存の方法

・消費期限又は賞味期限

・原材料名

・添加物

・栄養成分の量及び熱量

・原産国名(輸入品)

・内容量

・食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

・原料原産地名

・遺伝子組換え食品 等

・加工食品全般に共通のもの

・加工食品のうち、一定の要件を満たした食品に義務付けるもの

・横断的事項であって、個別の食品に表示方法の規定を設けているもの

・食品衛生法の表示基準府令(*1)

・食品衛生法の乳等表示基準府令(*2)

・JAS法の加工食品品質表示基準

・JAS法の遺伝子組換え食品品質表示基準(*3)

・JAS法の個別品質表示基準(46基準)

・健康増進法の栄養表示基準

【個別的事項】

個別の食品に限定して義務付けるもの

・品目別に定められた事項

・食品衛生法の表示基準府令(*1)

・食品衛生法の乳等表示基準府令(*2)

・JAS法の個別品質表示基準(46基準)

(*1)食品衛生法第19条第1項の規定に基づく内閣府令

(*2)食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令

(*3)遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準

第2節 業務用の加工食品を扱う事業者が遵守すべき事項

第3節 食品関連事業者以外の加工食品を販売する者が遵守すべき基準

食品衛生法の表示基準府令(*1)

ミネラルウォーター類/食肉製品/鯨肉製品/魚肉ソーセージ、魚肉ハム、特殊包装かまぼこ/冷凍食品/容器包装詰加圧加熱殺菌食品/鶏の液卵/ゆでがに/放射線照射食品

食品衛生法の乳等表示基準府令(*2)

乳(生乳、生山羊乳及び生めん羊乳除く。)/乳製品/乳又は乳製品を主要原料とする食品

JAS法の個別品質表示基準(46基準)

食料缶詰及び食料瓶詰(3)	農産物缶詰及び農産物瓶詰/畜産物缶詰及び畜産物瓶詰/調理食品缶詰及び調理食品瓶詰
---------------	--

飲料(4)	炭酸飲料/果実飲料/にんじんジュース及びにんじんミックスジュース/豆乳類
-------	--------------------------------------

食肉製品及び魚肉練り製品(9)	ハム類/プレスハム/混合プレスハム/ソーセージ/混合ソーセージ/ベーコン類/チルドハンバーグステーキ/チルドミートボール/魚肉ハム及び魚肉ソーセージ
-----------------	--

穀物加工品(5)	乾めん類/即席めん/マカロニ類/パン類/凍り豆腐
----------	--------------------------

農産物及び林産物加工品(4)	トマト加工品/乾しいたけ/農産物漬物/ジャム類
----------------	-------------------------

水産物加工品(7)	煮干魚類/削りぶし/うに加工品/うにあえもの/うなぎ加工品/乾燥わかめ/塩蔵わかめ
-----------	---

油脂及び油脂加工品(2)	食用植物油脂/マーガリン類
--------------	---------------

調味料(8)	みそ/しょうゆ/ウスターソース類/ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料/食酢/風味調味料/めん類等用つゆ/乾燥スープ
--------	--

その他(4)	野菜冷凍食品/調理冷凍食品/チルドぎょうざ類/レトルトパウチ食品
--------	----------------------------------

加工食品の表示基準の統合のイメージ(案)

加工食品品質表示基準

第1条 (適用の範囲)

加工食品(業務用加工食品以外の加工食品については、容器に入れ、又は包装されたものに限る。)に適用

第2条 (定義)

- 加工食品
- 業務用加工食品
- 賞味期限
- 消費期限

第3条 (加工食品の義務表示事項)

名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、製造業者等の氏名又は名称及び住所 等

第4条 (加工食品の表示の方法)

名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、製造業者等の氏名又は名称及び住所 等の表示方法について規定

第5条 (特色のある原材料等の表示)

特定の出産地のもの、有機農産物、有機畜産物、有機加工食品その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合等のルール

第6条 (表示禁止事項)

○第3条又は第4条の2の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
○産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させるような表示 等

第7条 (その他加工食品の品質に関する表示に係る基準)

個別の品質表示基準等、別に定める基準がある場合は、その定めるところによる

第8条 (製造業者等の努力義務)

食品表示基準

第一章 総則

- 趣旨
- 定義

第二章 加工食品の表示基準

第一節 一般消費者に販売される形態の加工食品を扱う事業者が遵守すべき基準

第一款 容器包装入り加工食品の表示基準

横断的事項

○表示事項

名称、アレルギー、保存の方法、消費期限又は賞味期限、原材料名、原料原産地、遺伝子組換え食品 等

○表示の方法

横断的事項のそれぞれの事項の表示の方法について規定

個別的事項

○表示事項

品目別に定められた事項

○表示の方法

個別的事項のそれぞれの事項の表示の方法について規定

○表示禁止事項

○製造業者等の努力義務

個別の品質表示基準

第1条 (趣旨)

〇〇の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)に定めるもののほか、この基準の定めるところによる

第2条 (定義)

- 名称の定義
- 色の定義
- 形状の定義 等

第3条 (義務表示事項)

- 形状(農産物缶詰及び農産物瓶詰、トマト加工品)
- 使用上の注意(内面塗装缶以外を使用した缶詰) 等

第4条 (表示の方法)

名称、原材料名、内容量、形状、使用上の注意等の表示方法について規定

第5条 (その他の表示事項及びその表示の方法)

義務表示事項のほか、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、…(略)

第6条 (表示禁止事項)

- 「天然」、「自然」の用語
- 「生」、「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語 等

遺伝子組換え食品基準

栄養表示基準

食品衛生法に基づく表示基準

横断的事項と個別的事項の整理について

横断的事項に整理するもの

○ 表示事項のうち、次に掲げる要件に該当する事項

・原則として、加工食品全般に義務付けるもの

〔 名称、保存の方法、消費期限又は賞味期限、原材料名、添加物に関する事項、
栄養成分の量及び熱量、内容量、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 …等 〕

・横断的事項であって、個別の食品に表示方法の規定を設けているもの

〔 名称、原材料名、内容量 …等 〕

・加工食品のうち、一定の要件を満たした食品に義務付けるもの

〔 アレルゲン、原産国名、原料原産地名、遺伝子組換え食品 …等 〕

個別的事項に整理するもの

○ 表示事項のうち、次に掲げる要件に該当する事項

・現行のJAS法に基づく個別の品質表示基準で個別の食品に限定して義務付けるもの

〔 皮の率、衣の率、形状、粒の大きさ、豆乳の用語、合成酢である旨、使用上の注意、
加熱調理の必要性、濃縮トマト還元、もどし原料使用、加糖 …等 〕

・現行の食品衛生法の表示基準府令、食品衛生法の乳等表示基準府令で個別の食品に限定して義務付けるもの

〔 加熱の必要性の有無(冷凍食品、ゆでがに)、殺菌又は除菌を行っていない旨(ミネラルウォーター類)、
殺菌した乳酸菌飲料である旨、乳製品である旨 …等 〕

食品表示基準の策定方針(案)

— 現行58本の基準を1本に統合 —

消費者の求める情報提供と事業者の実行可能性とのバランスを図り、
双方に分かりやすい表示基準を策定する

- 1 原則として、表示義務の対象範囲(食品、事業者等)については変更しない
 - ・ 例外として、例えば、食品衛生法とJAS法の基準を統合するために一部取扱いが変更される部分が生じる。
- 2 基準は、食品及び事業者の分類に従って整序し、分かりやすい階層構造とする
 - ・ 食品について、例えば、「加工食品」、「生鮮食品」、「添加物」に区分
 - ・ 食品関連事業者等について、例えば、「一般消費者に販売される形態の食品を扱う事業者」、「業務用の食品を扱う事業者」、「食品関連事業者以外の販売者」に区分
- 3 2の区分ごとに、食品の性質等に照らし、できる限り共通ルールにまとめる ※次頁参照
- 4 現行の栄養表示基準を、実行可能性の観点から義務化にふさわしい内容に見直す
 - ・ 対象成分、対象食品、対象事業者等について検討する。
- 5 安全性に関する事項に係るルールを、より分かりやすいように見直す
 - ・ 例えば、アレルギー表示における代替表記等(例えば、原材料として「マヨネーズ」と表示した場合に、「卵」を含む旨の表示を省略できるとするもの)の見直し

個別の品質表示基準の取扱いについて(案)

◆個別の品表の取扱いについては以下の方針で検討

- ① 個別品表に規定されている名称の定義は原則として存置
- ② 原材料（添加物を含む。）、内容量の記載方法や表示禁止事項については、原則として食品及び食品関連事業者等の区分ごとにルールを統一
- ③ 食品表示法の目的を達成する上で必要なものや他法令の制度との整合性を図るため存置が必要なものについては、個別に存置する方向で検討